

『漢書』百官公卿表訳注稿 (九)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

三二、郡守

原文

郡守、秦官(1)。掌治其郡(2)。秩二千石(3)。有丞(4)。邊郡又有長史(5)、掌兵馬(6)。秩皆六百石。景帝中二年、更名太守(7)。

訓読

郡守は、秦官なり(1)。其の郡を治むるを掌る(2)。秩は二千石(3)。丞有り(4)。辺郡は又長史有り(5)、兵馬を掌る(6)。秩は皆六百石。景帝中二年、更めて太守と名づく(7)。

現代語訳

郡守は、秦官である(1)。所轄の郡を治めることを掌る(2)。官秩は二千石(3)。丞がある(4)。

辺郡には長史もあつて(5)、軍事を掌る(6)。官秩はいずれも六百石。

景帝中二年(前一四八)に、太守と改名した(7)。

注釈

(1)補注 王鳴謙がいう。任鄙が漢中守となり、王稽が河東守となったというのが、その例である。

考証 任鄙は秦の昭王一三年に漢中守となり(『史記』卷五・秦本紀)、王稽は昭王四一年に河東守となった(『史記』卷七九・范雎列伝)。

(2)補注 王鳴盛がいう。卷四九・鼂錯伝では、郡守を「郡を主るの吏(主郡吏)」と称し、卷六四・嚴助伝では、会稽太守となった際、皇帝が制書を賜い、郡守のことを「郡吏」といつている(以上、『十七史商榷』卷一四・太守別称)。

考証 卷四九・鼂錯伝、文帝一五年(前一六五)のいわ

ゆる賢良方正科推挙の詔に、「有司、諸侯王、三公、九卿および郡を主るの吏に詔す」とあり、顔師古は「郡を主るの吏とは、郡守のことである」と注している。

〔紙屋正和 二〇〇九〕は、前漢前半期（武帝の前半以前）の郡・国は軍事・監察機関としての性格が基本であつて、地方行政機関としては未だ熟していなかったが、武帝期になると、郡・国の守・相が職権を強化し、前漢後半期には地方行政にかなり関わるようになっていたようであるとする。

郡守は、郡の最高長官であると同時に、卷四・文帝紀、文帝二年（前一七八）九月に「初めて郡守に与えるために銅虎符・竹使符をつくつた」とあり、「鎌田重雄 一九六二」は、郡兵発動の信である銅虎符を持つことから、郡の兵権をも掌握していたとする。

(3) 補注 錢大昭がいう。卷八九・黃霸伝に「黃霸を潁川太守とする。官秩は比二千石」とあり、守京兆尹となると官秩は二千石とある。そうであるならば、百官表本文の「秩」の字の下には「比」の字があるべきであらう（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。百官志五に「二千石」とある。

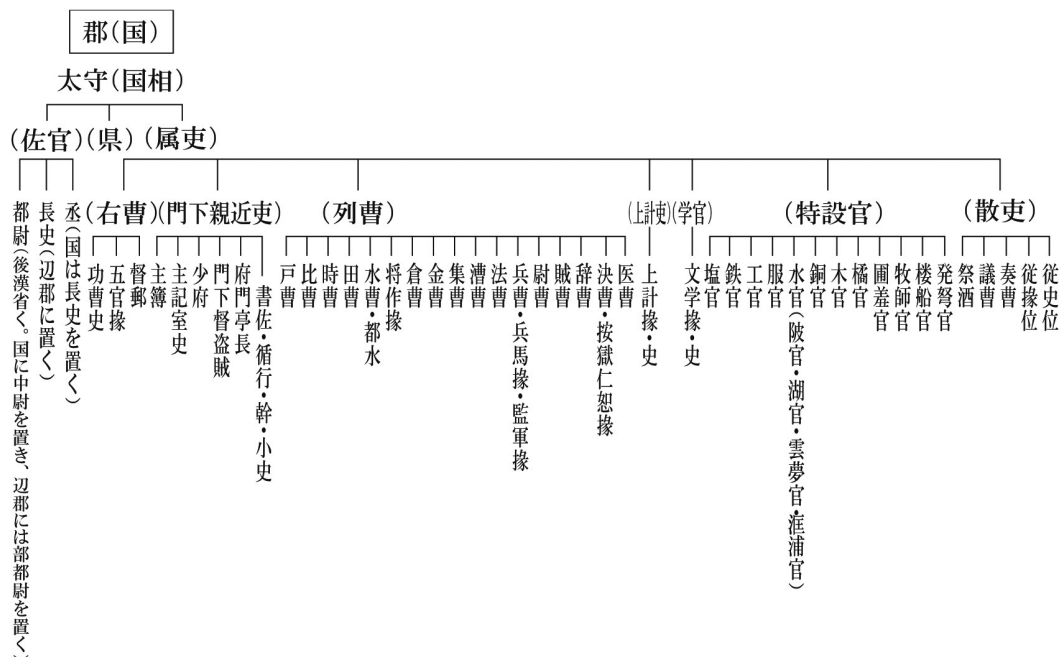
考証 王先謙は、錢大昭の言を引き「然則此秩下當有比守」とするが、原文は「然則此秩下當有比字」であり、ここでは補注は原文に従つて訳した。しかしながら、錢

大昭の説は誤りであらう。王先謙も引くように、百官志五には「各郡に太守を一人置いた。官秩は二千石」とあり、(7) 補注に引く周壽昌も、太守の官秩は二千石としている。卷六四上・吾丘寿王伝に「十余城の守を兼任し、四千石の重責を負い」とあり、顔師古は「郡守と都尉はいずれも二千石であり、寿王を都尉としたが、太守は置かずに、両者を兼任させた。そのために四千石というのである」と注する。「二年律令」秩律では、郡守の官秩は「二千石」とあるし、「紙屋正和 二〇〇九」も郡守の官秩は二千石とする。

太守の官秩については、卷九・元帝紀、建昭二年（前三七）三月に「三河（河内・河東・河南の三郡）と大郡（戸数一二万）の太守の官秩を増した」とあり、王念孫は『漢紀』に、「秩」の下に「中二千石」の四字があるのは良い（『讀書雜誌』卷三・漢書第一・元紀）とし、「鎌田重雄 一九六二」も、このとき官秩を二千石から中二千石に増したとする。

(4) 補注 王先謙がいう。太守丞の例は、朱博伝・嚴延年伝・黃霸伝に見える。

考証 尹湾漢墓簡牘二号木牘（二行目）には、太守府の吏員として二七人がおり、太守丞は一人（官秩は六百石）、卒史は九人、属は五人、書佐は九人、用算佐は一人、小府嗇夫は一人とある〔連雲港市博物館 一九九七〕。



『史記』卷二二〇・汲黯列伝の集解に引く如淳注に「律に、太守・都尉・諸侯の内史・史は各々一人、卒史・書佐は各々十人とある。今、「丞史」と総称し、あるいは郡丞及び史を選んでこれを任用するということか。鄭當時は大農となり、官の属・丞史を推薦したとあるのがこのことである」とある。この漢律適用期間を「重近啓樹 一九七八」は、郡守・郡尉が太守・都尉と改称された景帝の中元二年(前一四八)から、諸侯王国の内史が廃された成帝の綏和元年(前八)までの間とし、「嚴耕望 一九六一」は、前漢中葉以前とする。

郡の属官については、「安作璋・熊鉄基 一九八四」によると上の表のようになる。

(5) 補注 銭大昭がいう。辛慶忌は金城長史となった(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王先謙がいう。百官志五に「丞は一人。国境警備を担当する郡では、丞は長史である」とある。

考証 元帝期に、辛慶忌が金城長史に任ぜられたことは、卷六九・辛慶忌伝に見える。

王先謙が百官志を引き、辺郡では丞は長史であったと述べているが、百官志五の劉昭注に引く『古今注』に「建武一四年、辺郡の太守の丞を罷め、長史に丞の職務を兼務させた」とあるように、前漢の制とは異なる。孫星衍輯『漢旧儀』下には「辺郡の太守はそれぞれ万騎を率い、

郵塞を巡り、烽火によって虜を追った。長史は一人で、軍事を掌る。丞は一人、民を治めた。兵が行くにあたっては、長史が統率した」とあり、辺郡に丞と長史が置かれていたことがわかる。

居延漢簡の例として、成帝建始元年（前三二）の紀年を持つEPT五二・九九簡に「張掖太守良、長史威、丞宏、敢えて告ぐ」とあり「甘肅省文物考古研究所一九九〇」、太守の下に長史と丞が置かれていることがわかる。また、長史が太守の職務を代行することは、居延漢簡一〇・三二簡に「張掖長史延、行大守事」と見える。郡司馬が長史の職務を代行することは、同五〇・五・三簡に「張掖大守奉世、守郡司馬行長史事、庫令行丞事」と見える「謝桂華 一九八七」。

「陳直 一九七九」は、「(部尉・千人・司馬・候の)職位は長史に相当する」とし、また、『封泥考略』巻四に、前漢初中期のもものと思われる「豫章司馬」「琅玕司馬」等の封泥があり、辺郡にだけ司馬が置かれたのではないとする。また、郡候の例として「酒泉候宜君」(卷二一上・律曆志上)をあげる。

(6) **補注** 王鳴盛がいう。卷九〇・酷吏伝によれば、嚴延年が涿郡太守となったとき、(掾である蠡吾の)趙繡は嚴延年を「新将」とみなしたとあり、その顔師古注に「新たに郡将となったということであり、「守」を「将」と

いつているのは、郡の武事を兼領するからである」とある。卷七六・尹翁歸伝や卷七七・孫宝伝でもいづれも「将」といつている(以上、『十七史商榷』卷一四・太守別称)。
考証 王先謙が、王鳴盛のこの文(『十七史商榷』卷一四・太守別称)をこの箇所につくのは間違いである。これは「郡守」に付けられた注である。

(7) **補注** 周壽昌がいう。漢の京兆尹は、外郡(三輔以外の郡)の太守と職掌は同じであるが、京兆尹の官秩は中二千石であり、太守の官秩は二千石である。その太守は秩を増され、中二千石に進んだ。そして京兆尹から外の太守に遷るものは、官秩を貶おとされた。たとえば、京兆尹の王昌が貶されて雁門太守となり、甄遵が貶されて河内太守となったのがその例である。左馮翊と右扶風は京兆尹と同じく三輔であり、属官は外郡の太守とほぼ同じである(以上、『漢書注校補』卷一一)。

王先謙がいう。卷九九中・王莽伝中に「郡太守を大尹と改名する」とある。

考証 『戦国策』趙策に「太守」の例があり、戦国期にも「太守」があったことがわかる。

また、景帝期以後も「郡守」と呼ばれることはあった。武帝期に、もとの丞相史嚴安の上書中に「いまや郡守の権力の重いことただに六卿の比ではない」(卷六四下・嚴安伝)とあることから窺える。

大尹の例は、居延漢簡三五〇・四〇簡に「酒泉大尹□書一封 酒泉大尹章」と見える〔謝桂華 一九八七〕。

三三、郡尉

原文

郡尉(1)、秦官(2)。掌佐守、典武職・甲卒(3)。秩比二千石(4)。有丞(5)、秩(皆)〔比〕六百石(6)。景帝中二年、更名都尉(7)。

訓読

郡尉は(1)、秦官なり(2)。守を佐^{たす}くるを掌り、武職・甲卒を典る(3)。秩は比二千石(4)。丞有り(5)、秩は比六百石(6)。景帝中二年、更めて都尉と名づく(7)。

現代語訳

郡尉は(1)、秦官である(2)。郡守を補佐することを掌り、軍職・兵卒を掌る(3)。官秩は比二千石(4)。丞がある(5)、官秩は比六百石(6)。景帝中二年(前一四八)、都尉と改名した(7)。

注釈

(1) 〔考証〕「周天游 一九九〇」の『漢官解詁』には、『太平

御覽』卷二四一・職官部三九に従い、「都尉は兵を將い、太守を副佐す」とする。『御覽』には、さらにこれに続けて「盜賊に備えるのである」とある。一方、『北堂書鈔』卷六三・設官部に引く『漢官解詁』には「都尉は、郡に各々一人、太守を副佐す。太守と同様に銀印で、符を部^くける任務を受けるといふことで、一郡の副將である。しかし共にその郡の軍事を掌る。(都尉は)民事に関与しない。昔は常に八月に都試を行い、その射力を講習させて不測の事態に備えた。いずれも絳衣・戎服であり、武威を顕示し、敵の衝^つき来るを防ぎ、難を抑える者である」とある。「鎌田重雄 一九六二」は「郡の兵権は太守が掌握し、都尉は軍事を掌つて太守の副佐たるものであり、漢官解詁にもいふ通り軍事以外の民事にはあずからぬものであった」とし、また「漢書を通観すると、太守の都尉兼任は一例も見いだされず、これに反し都尉の太守兼任が二例―漢書六四上吾丘寿王伝と同書八四の翟義伝―見出される。(中略)都尉が太守の専権を抑制することの裏書となるであろう」とする。

また、『後漢書』卷八一・独行列伝(彭脩伝)注に引く『漢官儀』には「都尉は、秦官である。もとは郡尉と名づける。太守を補佐することを掌り、其の軍職を掌る。官秩は比二千石。景帝の時都尉と改称した」とある。

(2) 〔補注〕王先謙がいう。任囂が南海尉となり、卷一上・高

帝紀上に「東郡尉」とあるのが、秦官の例である。郡によつては、時にただ都尉だけが置かれ、太守が置かれないうちもある。吾丘寿王が東郡都尉となり、太守の方は置かれなかったもので、皇帝の璽書に「十余城の守を兼任し、四千石の重責を負い」とあるのである。

〔考証〕 卷六四・吾丘寿王伝の記述については、三二・郡守 (3)〔考証〕にも引く。

(3)〔補注〕 王先謙がいう。百官志五に「民を治め、賢人や功あるものを推薦し、訴訟や不正を裁くことを掌る。毎歳春には治下の県をめぐり、民に農耕・養蚕を奨励し、貧窮するものを救う。秋冬には公平な吏をつかわして罪人を訊問してその罪名を評決し、官吏の考課をする。年度末には吏をつかわして上計する。あわせて郡の人口二〇万人に一人の割合で孝廉を推挙する。兵禁(軍事)を掌り、盗賊に備える」とある。

〔考証〕 「鎌田重雄 一九六二」は、都尉が率いる軍職とは、県尉・郷の游徼・亭長等の治安維持の吏であり、都尉の典る甲卒とは、兵役・力役の就役者を指すとす。また、「太守が都尉の専権を牽制抑止するというよりも、むしろ都尉が太守の専権を抑制するという意味を多分にもつものと考えられる」とする。

王先謙の引く百官志五は、後漢の郡太守の職掌について説明している。後漢初期の建武六年(後三〇)に光武

帝は都尉を省いてその職掌を太守に併合した。これから後、都尉は郡内に劇賊が発生した場合に設けられるのみで常置の官ではなくなった「鎌田重雄 一九六二」。

(4)〔補注〕 周寿昌がいう。卷九・元帝紀、建昭三年(前三六)の条に「夏、三輔都尉・大郡の都尉の官秩をいずれも二千石とする」とあるのをみれば、一概に比二千石とすることはできない。

〔考証〕 「二年律令」秩律では、郡尉の官秩は「二千石」であり、郡守と同じである。ただ、先にあげた『後漢書』卷八一・独行列伝(彭脩伝)注に引く『漢官儀』には「官秩は比二千石」とある。

(5)〔考証〕 丞以外の都尉の属官としては、居延漢簡のEPT五一・三三六A簡に「都尉萬年、丞□、下甲渠郵候、承書從事：書ノ掾仁・卒史□・守属□・書佐宜」とみられるように、候、掾、史(令史・尉史)、属(守属)、佐(書佐・給事佐・助府佐)がある。「甘肃省文物考古研究所 一九九〇」。これについては「藤枝晃 一九五四」「高村武幸 二〇〇八」を参照。

また、尹湾漢墓簡牘二号木牘(三行目)には、都尉府の吏員として二人がみえ、都尉丞は一人(官秩は六百石)、卒史は二人、属は三人、書佐は四人、用算佐は一人とある「連雲港市博物館 一九九七」。

都尉の属官として、「陳直 一九七九」は、掾・属佐

を挙げるが、しかし、簡牘史料に「属佐」という官職はみられない。

(6) **補注** 王先謙がいう。「皆」の字は衍字である。都尉と太守とは、官署の所在を異にすることが多いために、太守と同じように丞を置くのである。漢中都尉丞の例は、芸文志に見え、楽浪都尉丞の例は、薛宣伝に見える。

考証 「大庭脩 一九八九c」によると、「皆」は衍字ではなく、「比」の字の誤り。卷三〇・芸文志に「漢中都尉丞華龍賦二篇」とある。「張舜徽 一九九〇」は、卷六四下・王褒伝や卷七八・蕭望之伝に見え、宣帝期に劉向・張子僑らと同じく高材をもって徵召され金馬門に待詔した華龍のこととする。

(7) **補注** 王先謙がいう。卷九九中・王莽伝中には「都尉を改めて太尉とする」とある。百官志五には「武帝はまた三輔に都尉をそれぞれ一人置き、三輔への出入を調べさせた」とある。後漢には「建武六年（後三〇）、諸郡の都尉を廃してその職掌を太守とあわせ、都試の役をなくした」とある。

考証 居延漢簡EPT五九・一六〇簡に「三月己丑、張掖庫宰崇、以近秩次行大尹文書事、長史丞、下部大尉官縣、承書從事、下當用者」とあり「甘肅省文物考古研究所 一九九〇」、王莽期に、辺境においても都尉は「大尉」と改称されたことがわかる。

三四、関都尉

原文

關都尉、秦官(1)。農都尉(2)・屬國都尉、皆武帝初置(3)。

訓読

関都尉は、秦官なり(1)。農都尉(2)・属国都尉は、皆な武帝初めて置く(3)。

現代語訳

関都尉は、秦官である(1)。農都尉(2)・属国都尉は、いずれも武帝がはじめて置いた(3)。

注釈

(1) **補注** 王先謙がいう。これは函谷関都尉のことである。その例は、武帝紀・金日磾伝・杜欽伝・魏相伝・張敞伝・翟方進伝・何並伝・辛慶忌伝・循吏伝・酷吏伝・西域伝に見える。また卷二八下・地理志下に、敦煌郡龍勒県に陽関・玉門関があり、いずれも都尉の治所とあり、これらもまた関都尉である。百官志五に「建武年間に廃された」とある。

考証 「陳直 一九七九」は、『封泥考略』卷四に「關都尉印章」「扞關長印」「扞關尉印」が、羅福頤『漢印文字

『徵』に「陝谿關長」「函谷關丞」があり、また西安漢城遺址より出土した「函谷關印」封泥を引いて、関都尉の属僚として、関長・関尉・関丞があったとし、また、関には地名がつくものとかないものがあつたことを指摘する。

関奮夫の例としては、居延漢簡に「肩水關奮夫成、以私印行候事」(一〇・六)「謝桂華 一九八七」や敦煌漢簡に「關奮夫廣德・佐熹」(D七九六)とある「甘肅省文物考古研究所 一九九一」。関佐の例としては、居延漢簡に「補肩水尉史・燧長・亭長・關佐・各如牒」(九七・一〇 + 二一三・一)「謝桂華 一九八七」や敦煌漢簡に「受關佐楊壽」(D八〇三A)とある「甘肅省文物考古研究所 一九九一」。

一方、居延漢簡の研究により、居延地区には居延卅井県索関が、肩水地区には肩水金関のあることがわかつている「富谷至 一九八九」「富谷至 一九九〇」「吉村昌之 一九九二」。

(2) **補注** 錢大昭がいう。卷七九・馮參伝に上河農都尉となつたとあり、卷一百下・叙伝下によれば、班況もまた農都尉になつた。また、卷二八下・地理志下には、張掖郡番和県に農都尉があつた(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王先謙がいう。百官志五に「辺郡には農都尉を置き、屯田と穀物生産を掌らせた」とある。

考証 「陳直 一九八六」は、辺郡の都尉はいずれも農都尉を兼任したとする。しかし、居延漢簡六五・一八簡に「居延屬國・部・農都尉・縣官」とあることから考えると、属国都尉、部都尉と農都尉は別の官と考えた方がよい。また、「孫慰祖 一九九三」に「河西農都尉」の例がある。

(3) **補注** 周寿昌がいう。卷六・武帝紀、元狩二年(前一二一)に「五属国を置き、その地を武威・酒泉郡とした」とある。これより辺塞には、いずれも都尉を設置した。たとえば、隴西郡に属する南部都尉、酒泉郡に属する北部都尉・東部都尉・西部都尉、敦煌郡に属する中部都尉・宜禾都尉、および卷九〇・酷吏・田広明伝にみえる受降都尉は、いずれも属国都尉である(以上、『漢書注校補』卷一一)。

王先謙がいう。百官志五に「辺郡にはしばしば都尉や属国都尉がおかれていたが、段々と県に分けて内郡と同じように民を治めるようになった」とある。

考証 周寿昌が属国都尉とする南部都尉・北部都尉・東部都尉・西部都尉、中部都尉・宜禾都尉はいずれも部都尉の例であつて属国都尉の例ではない。

属国都尉の例としては、居延漢簡E P F二二・七〇簡に「建武三年四月丁巳朔辛巳、領河西五郡大將軍張掖屬國都尉融、移張掖居延都尉、今爲都尉以下奉各如差」と

ある「甘肅省文物考古研究所 一九九〇」。

三五、県令・長

原文

縣令・長、皆秦官。掌治其縣（1）。萬戸以上爲令、秩千石至六百石。減萬戸爲長、秩五百石至三百石（2）。皆有丞・尉（3）、秩四百石至二百石。是爲長吏（4）。百石以下有斗食・佐史之秩（5）、是爲少吏（6）。大率十里一亭、亭有長（7）。十亭一鄉、鄉有三老（8）・有秩（9）・嗇夫・游徼（10）。三老掌教化（11）。嗇夫職聽訟、收賦稅（12）。游徼徼循禁賊盜。縣大率方百里（13）、其民稠則減、稀則曠。鄉・亭亦如之。皆秦制也。列侯所食縣曰國、皇太后・皇后・公主所食曰邑（14）、有蠻夷曰道。凡縣・道・國・邑千五百八十七（15）、鄉六千六百二十二、亭二萬九千六百三十五（16）。

訓詁

県の令・長は、皆な秦官なり。其の県を治むるを掌る（1）。万戸以上は令と爲し、秩は千石より六百石に至る。万戸より減ずるは長と爲し、秩は五百石より三百石に至る（2）。皆な丞・尉有り（3）、秩は四百石より二百石に至る。是を長吏と爲す（4）。百石以下に斗食・佐史の秩有り（5）、是を少吏と爲す（6）。大率十里ごとに一亭、亭に長有り（7）。十

亭ごとに一郷、郷に三老（8）・有秩（9）・嗇夫・游徼有り（10）。三老は教化を掌る（11）。嗇夫は訟を聴き賦税を収むるを職とす（12）。游徼は徼循して賊盜を禁ず。県は大率方百里（13）、其の民稠なれば則ち減し、稀なれば則ち曠くす。郷・亭も亦た之の如し。皆な秦制なり。列侯の食む所の県を国と曰い、皇太后・皇后・公主の食む所を邑と曰い（14）、蛮夷有るを道と曰う。凡そ県・道・國・邑は千五百八十七（15）、郷は六千六百二十二、亭は二万九千六百三十五なり（16）。

現代語訳

県令・県長は、いずれも秦官である。その県を治めることを掌る（1）。一万戸以上は県令とし、官秩は千石から六百石である。一万戸より少なければ県長とし、官秩は五百石から三百石である（2）。いずれも丞・尉があり（3）、官秩は四百石から二百石である。これらを長吏とする（4）。百石以下には斗食・佐史の官秩があり（5）、これらを少吏とする（6）。

おおむね十里ごとに一亭を設け、亭には亭長を置く（7）。十亭ごとに一郷を設け、郷には三老（8）・有秩（9）・嗇夫・游徼（10）を置く。三老は民の教化を掌る（11）。嗇夫は訴訟を審理し、賦税を徴収することを職務とする（12）。游徼は巡察して盜賊を取り締まる。

県の面積はおおむね百里四方（13）であり、その人口密度

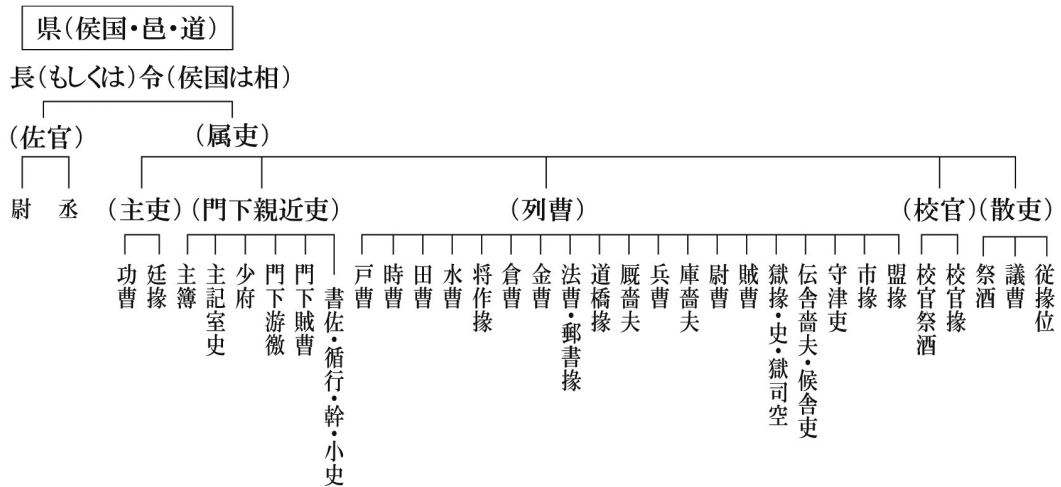
が高ければ狭くし、低ければ広くする。郷・亭もまた同様に
 する。いずれも秦制である。列侯が領地とする県を国と呼び、
 皇太后・皇后・公主が領地とする県を邑と呼び(14)、蛮夷が
 居る県を道と呼ぶ。総計すると県・道・国・邑は一五八七(15)、
 郷は六六二二、亭は二九六三五である(16)。

注釈

(1)【考証】 県の役割について「紙屋正和 二〇〇九a・b」は、
 景帝以前において県は民政にかかわるほとんどの実務を
 担当していたが、武帝期ごろから次第に郡国が地方行政
 の中心となることを指摘する。

(2)【補注】 銭大昭がいう。『漢旧儀』に「県の戸数が一万を
 満たせば、官秩六百石の県令を置き、多ければ官秩千石
 とする。戸数が一万未満であれば、官秩四百石もしくは
 三百石の県長を置く。県令・県長は、黄綬を佩び、皆な小
 冠をかぶる。新では、県令・県長を県宰とし、皆な小
 冠をかぶる」とある(以上、『漢書弁疑』巻九)。

王先謙がいう。百官志五には「県・邑・道ごとに、大き
 ければ令一人を置き、官秩千石とする。これに次ぐもの
 には長を置き、官秩四百石とする。小さければ長を置き、
 官秩三百石とする」とある。これと比較すると、若干の
 異同がある。応劭『漢官儀』には「三方の辺境は、はじ
 め武帝が開拓したもので、県の戸数が数百でも県令とす



ることがあった。荊州・揚州・江南の七郡では、ただ臨湘・南昌・呉の三県にのみ県令があった。南陽郡の穰（もと「穰」に作る）県は、土地が肥沃で住民が多く、四、五万戸あったが県長であった」とある。百官志五にはまた「県は一万戸以上は県令とし、未滿は県長とする（略）。いずれも秦の制度である」という。そうだとすれば漢代には（秦制に）従いながら若干の改革を行ったのであろう。**王先謙**がいう。卷九九中・王莽伝中に「県令・県長を改めて宰という」とある。

【考証】 県令・県長以下、功曹、廷掾などの県の属吏については、「嚴耕望 一九六一」において史料が博搜されている。また「紙屋正和 二〇〇九c」は県の属吏の変遷をまとめている。

尹湾漢墓簡牘二号木牘では東海郡下の県の属吏と員数について具体的に記述している。「連雲港市博物館 一九九七」。県の属官については、「安作璋・熊鉄基 一九八四」によると前頁の表のようになる。

(3) **【補注】 銭大昭**がいう。『隸釈』卷一五「蜀郡属国辛通達李仲曾造橋碑」（延熹七年）では、（百官志五の注所引の）応劭『漢官』の「大県に丞（一人）と左右尉があるのは、いわゆる命卿三人である。小県に丞一人・尉一人あるのは、命卿二人である」という記述を引く。漢の石刻である「武開明碑」（建和二年か）には（武開明は）「呉郡府丞」

で終わったとあり、「執金吾丞武榮碑」（建寧元年か）には（開明を）「呉郡府卿」と称している。「広漢太守沈子琚縣竹江堰碑」（熹平五年）には「県丞犍為（属国）の王卿」と称している。『隸統』卷一一「南安長王君平郷道碑」（永元八年）には「丞、汁邠の王卿。尉、縣竹の楊卿」と称している。丞・尉がいずれも卿と称することは、応劭の説と合致する。今、漢の石刻に「祝其卿墳壇刻石」（居撰二年）と「上谷府卿墳壇刻石」（居撰二年）があるが、いずれも県府の丞の例である（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。県丞の例は、蕭何伝・朱雲伝に見える。県尉の例は、張湯伝・梅福伝・尹翁歸伝・王嘉伝に見える。百官志五には「丞は各一人。尉は大県は二人、小県は一人。丞は文書に署名し、倉庫・監獄の管理を掌り、尉は盜賊を掌る」とある。

【考証】 銭大昭が県丞・県尉が卿と称されていたことの例として挙げている石刻は、居撰二年の二例を除いていずれも後漢のものであり、論拠とはならない。

県丞の定員は、応劭の説では県の大小にかかわらず一人であったかのようだが、長安県には左右丞があり（居延漢簡三四〇・二〇B、二一八・三四）「謝桂華 一九八七」、洛陽県に丞三人があった（百官志五注に引く『漢官』）。また県尉も、長安・洛陽とともに四尉が置かれており、京師の県は別格であったことが分かる。

前掲「嚴耕望 一九六一」参照。また、応劭のいう「いわゆる命卿三人云々」とは、『礼記』王制に「大国は三卿、いづれも天子に任命される…。次国は三卿、二卿は天子に任命され、一卿はその君に任命される…。小国は二卿、いづれもその君に任命される」とあるのに基づいた説である。しかし嚴耕望によれば、丹揚郡溧陽には左右尉が、巴郡臨江県には右尉が、桂陽郡滇陽県・河内郡朝歌県・梁国碭県には左尉が置かれているが、その県の長官は県長であつて県令ではない。したがつて、「大県」とは（戸数ではなく）、面積について言つたものか、との疑問を提示している。

(4) 注 顔師古がいう。吏とは、理である。その県内を理めることを掌るのである。

考証 「吏」は「事」や「史」に通じ、「理」とは無関係である。「白川静 二〇〇七」によれば、「史」は祖王を内祭として祭ること、「事」は外祭で、もとは祭りの使者を意味し、「事」と字形の同じ「吏」は祭祀官として派遣されたものが、のちに吏治のことに任じたのであるう、とある。

(5) 注 顔師古がいう。『漢官名秩簿』には「斗食は月俸十一斛、佐史は月俸八斛」という。一説には、斗食とは、年俸が百石未満で、日数を計つて（日ごとに）一斗二升を食料とするので斗食という。

補注 王先謙がいう。斗食は、『史記』始皇本紀・范雎伝に見える。王尊伝・朱博伝・薛宣伝・外戚伝に見える書佐や、翟方進伝に見える小史は、いづれも佐史である。佐史の例は、咸宣伝に見える。官本では「奉」はすべて「俸」に作る。両字は同じ文字である。百官志五「百官受奉例」の「奉」も同様である。劉昭注に『漢書音義』を引いて「斗食の禄は、日ごとに斗をもつて計る」という。

考証 顔師古の引く『漢官名秩簿』は他に見えず、孫星衍は『漢官儀』の佚文とする。なお、官秩と俸禄とについての研究は、「宇都宮清吉 一九五〇」「宇都宮清吉 一九五五b」「楊聯陞 一九五〇」「勞幹 一九七六」「米田賢次郎 一九五三」「布目潮瀨 一九五七」「陳夢家 一九八〇」「佐原康夫 二〇〇二」などがある。「佐原康夫 二〇〇二」により、百石以下の俸銭額を挙げる以下のとおりである。

百石 士吏：俸銭一二〇〇
候長：俸銭一二〇〇

斗食 候史：俸銭九〇〇

尉史：俸銭九〇〇、六〇〇

燧長：俸銭九〇〇、六〇〇

令史：俸銭四八〇

書佐：俸銭三六〇

(6) 補注 周壽昌がいう。考えるに、卷七六・韓延寿伝に「左

馮翊韓延壽が) 賢明なる長吏・番夫・三老・孝・弟に、その恥を受けさせることをおそれる」とあるのは、つまり令以下の属官のことを言っているのである。卷四・文帝紀、一二年条には「謁者を遣わして、三老と孝者を勞い、各自に帛を五匹、悌者・力田には二匹を与えよ」とあり、孝者と悌者を分けて二種類としている。馮唐が孝選によつて郎となつたのも(卷五〇・馮唐伝)、またその一つ(孝者)である。卷二四上・食貨志上に「二千石は令・長・三老・力田を遣わす」とあり、これは孝・弟・力田がそれぞれ県令に所属しているのである。(孝・悌・力田は)いずれも記載があるべきだが、表中に無いのは、あるいは適当な人材がいれば置き、いなければ省いたからであろうか(以上、『漢書注校補』卷一一)。

【考証】 孝・悌・力田とは、「嚴耕望 一九六一」は、吏に比せられるが、吏ではなく、郡国の守相により選任され、無祿である。孝・悌を置くことで風俗を敦化し、力田を置くことで農業を奨励したとする。「鎌田重雄 一九六二」は、「孝者は親に善く仕うる者、弟者は長幼の序を弁えたる者、力田は農耕励精者」とし、いずれも教化に当たる者としている。

(7) **【補注】** 王先謙がいう。百官志五に「亭には亭長があり、盜賊を取り締まる。本注に、亭長は盜賊を逮捕するのを掌り、都尉の意向に沿う」とあり、劉昭注に『漢官儀』

を引いて「民は年令が二三歳になれば正となり、一年で衛士となり、一年で材官・騎士となる。……〔材官・騎士は〕年令が五六歳で老衰すれば、そこで免ぜられて民となり、農業に従事することができる。選ばれて亭長と為ることが出来る」といい、『風俗通』を引いて「亭吏は旧名を負弩といい、改めて亭長とし、或いは亭父という」という。考えるに、高祖が(秦末に)亭長となつたのは、まだ「老衰する」以前であり、つまりこのことは漢代の制度でも同様だつたであろう。先謙が考えるに、亭長の例は、食貨志下・項羽伝・韓信伝・朱博伝・酷吏伝(王温舒、尹賞)・王莽伝上にもまた見える。さらに卷七六・趙広漢伝には「都亭長」の例が見える。

【考証】 百官志五の注に引く『漢官儀』には「亭長は、三尺(漢官旧儀)では「二尺」の板を持ち、盜賊の罪を取り調べ、繩を持つていて盜賊を捕まえる」とある。

卷一上・高帝紀上の応劭注に「むかし亭に二人の卒があつて、その一を亭父といい、建物の開閉・掃除を掌り、一を求盜といい、盜賊を逮捕することを掌つた」とあり、また、『方言』三に「楚・東海の間では、亭父はこれを亭公といい、卒はこれを弩父といい、あるいは楮という」とある。方言による呼び方の違いがあるが、亭長の下には、盜賊の逮捕を担当する「求盜」と旅客の宿泊施設を担当する「亭父」との任務を異にする配下がいた。

亭の統属関係については、郷里と亭とは別個の行政系統であるが、県に統合される「堀敏一 一九九六」。

〔補注〕に見える材官・騎士について、「大庭脩

一九七七」は、「材官・騎士などは弩の取り扱いや騎射などにすぐれた専門兵で、一年ごとに入隊・除隊をせず、長い期間軍隊に勤めている下士官的存在ではないか」とする。さらに、「高村武幸 二〇〇八」は、材官・騎士への俸給の支給は確認できず、里正・里典や三老のような「半官半民」的存在の人々との類似点を指摘する。

本文にある「大率十里一亭」の「里」は距離をあらわしている。中国古代の「一里」は約四〇〇メートル（『漢官旧儀』、『漢旧儀』も「設十里一亭」である。一方、百官志五の劉昭注に引く『風俗通』には、「大率十里一郷」とあり、この「里」は「聚落」をあらわしている。

〔8〕補注 錢大昭がいう。卷一上・高帝紀上、高祖二年（前二〇五）条の詔に「民の年齢五十以上で、品行が良く、民衆を率いて善行を為すことのできる者を登用して、三老に任命せよ。郷ごとに一人とする。郷の三老の中から一人を選んで県の三老に任じて、県の令・丞・尉とともに公務に関して協議せよ。徭役・兵役を免除せよ」とある（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。三老の例は、高帝紀上・文帝紀、戾太子伝・龔勝伝・京房伝・韓延寿伝・王尊伝・外戚伝上に見え

る。

〔考証〕三老については、「嚴耕望 一九六一」第六章「郷官」および「鷹取祐司 一九九四」を参照。

尹湾漢墓簡牘一号木牘では、東海郡下の県三老は三八人、郷三老は一七〇人、孝・悌・力田は各一二〇人、総計五六八人と記されている。「連雲港市博物館 一九九七」「西川利文 一九九八」「西川利文 一九九九」を参照。

〔9〕補注 錢大昭がいう。元の方回『続古今攷』卷二に「周の顯王十二年、秦は初めて有秩史を置いた。商鞅が先に井田制を廃止し、比閭郷里の制もまた崩壊したために、有秩史を設置してこれを監督させたのである」という（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。有秩の例は、張敞伝・外戚伝上に見える。百官志五には「有秩は百石、一郷の人民を掌る」とあり、劉昭注に『漢官』を引いて「郷は戸数五千（もと「五十」に作る）となれば、そこで有秩を置く」という。有秩は「蒼頡廟碑」「殺坑君神祠碑」の諸碑に見える。

〔考証〕『続古今攷』の「十二年」は、『史記』卷一五・六国年表によれば、「二十年」（前三四九年）の誤りである。〔10〕補注 王先謙がいう。齋夫の例は、鮑宣伝・韓延寿伝・何武伝・朱邑伝・酷吏伝（田広明）・王莽伝上に見える。游徼の例は、趙広漢伝・朱博伝・黃霸伝・胡建伝に見える。百官志五には「郷の小さなものには、県が齋夫一人を置

く」とある。

〔考証〕 齋夫という官職は、百官表のこの部分から郷官の一つと考えられてきたが、「大庭脩 一九八九」は、典籍資料以外に、木簡・金文・封泥などに見える齋夫を検討し、齋夫とは、官制の中の職種を示す名であって、多くの官庁に置かれ、従来の齋夫はその中の一つ「郷齋夫」のことであることを実証した。

雲夢睡虎地秦簡の出土で、秦にさらに多くの齋夫があったことが明らかになった「睡虎地秦墓竹簡整理小組 一九九〇」。

(11) 〔補注〕 錢大昭がいう。元の方回『統古今攷』卷二二は「もし県が「方百里」であれば、つまり「方十里」のものが十あることになり、十亭ごとに一郷であれば、当然（一県には）十郷ある。（したがって一県には）郷三老が十人おり、それぞれ一郷の教化を掌る。県の三老は県の城中（県の役所のある都市におかれた郷）の教化を掌ったにちががなく、それに加えて十郷（県全域）のことも兼ねていたのであろうか」という（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。百官志五に「およそ孝子・順孫、貞女・義婦、私財を出して民の苦難を救う者、及び学問があり民の模範となる者がいれば、いずれもその里閭の門に扁額を懸けて顕彰し、それによって善行を奨励する」とある。

〔考証〕 方回の説では、計算上「方百里」は一〇〇平方里、「方十里」は一〇平方里となるが、それでは県城を含む県全域の面積としては狭すぎるので不適切である。（13）

〔考証〕 参照

(12) 〔補注〕 錢大昭がいう。郷の戸数が五千未満であれば、有秩を置かず、ただ齋夫一人によって全てを管理する。本文に有秩の職掌をいわないのは、齋夫と同じだからである（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。百官志五には「郷の有秩・三老・游徼と県の齋夫は）いずれも民の善悪を判別して、徭役の順序を決め、民の貧富を判別して、賦税の多少を決め、その等級を評定することを掌る」とある。

(13) 〔考証〕 「方百里」については「一〇〇里×一〇〇里」つまり一萬平方里と解釈するのがよい。

(14) 〔補注〕 王念孫がいう。「皇太后」の三字は、後世の人が意を以て加えたものである。「皇太后」のことをいわないのは、皇后と公主をいえば、それで皇太后のことはいわずとも分かるからである。『前漢紀』卷五および『通典』卷三三・職官一五は、いずれも「皇后・公主が領地とするものを邑と呼ぶ」とする（現行本の『前漢紀』『通典』はいずれも（皇后ではなく）「皇太后」に作る。「太」字は後世の人が『漢書』の誤ったテキストに依拠して加えたものである。）『史記』卷九・呂后本紀の集解と『漢書』

卷一下・高帝紀下の注では、いずれも如淳の説を引いて「百官表に「皇后・公主が領地とするものを邑と呼ぶ」とある」とし、「皇太后」の三文字が無い。卷一下・高帝紀下の張晏注も同じである(以上、『読書雑誌』卷四之三)。

周寿昌がいう。諸侯国については卷二八下・地理志下に、趙国から長沙国まで全部で二〇国が記載されている。ただ所謂「邑」については、地理志ではその名称は記されているが、どれが后(皇太后・皇后)・公主の領有する県かをすべて明らかにすることはできない。鄂邑蓋長公主(昭帝の姉)、諸邑公主(武帝の娘で、陽石公主とともに巫蠱の乱で下獄し死んだ。卷六・武帝本紀および卷二五上・五行志上に見える)、穎邑公主(元帝の娘)が「邑」と称する以外、魯元公主(高帝の娘)、館陶長公主(文帝の娘)、平陽・南宮・隆慮(景帝の三人の娘)、夷安・衛長公主・陽石(いずれも武帝の娘)、館陶・敬武(宣帝の二人の娘)、平都・平陽(いずれも元帝の娘)などは、すべて本紀・列伝に史料があるが、いずれも「邑」とは称していない。鄂邑・諸邑・穎邑が、地理志の中では、鄂・諸・穎と一字の地名で記されていて「邑」の字が無いのは、あるいは邑を没収された後に省かれたためかもしれない(以上、『漢書注校補』卷一一)。

(15) **補注** 銭大昕がいう。卷二八下・地理志下には「県邑千三百一十四、道三十二、侯国二百四十一」とあり、合

計すれば、百官表の「千五百八十七」という数と符合する。しかし(地理志に記載された)郡国管下の県(邑・道・侯国)を合計すると「千五百七十八」しかなく、おそらく地理志の文章に誤脱があるのである(以上、『二十二史考異』卷六)。

俞樾がいう。漢代には「道」によって蛮夷の地を管轄した。本紀・列伝においてしばしば「県・道」というのは、道は県より低く見られていたからである。唐代に天下を一五道に分割してから、「道」という名称が重きをなすようになった(以上、『湖樓筆談』卷四)。

(16) **考証** 尹湾漢墓簡牘一号木牘では、東海郡下の県・邑・侯国・郷・里・亭の数が記されている。それによると、県・邑・侯国が三八(うち県一八、邑二、侯国一八)、郷一七〇、里二五三四、亭六八八とある[連雲港市博物館 一九九七]。

三六、印綬・綵員

原文

凡吏(1)秩比二千石以上、皆銀印青綬(2)。光祿大夫無(3)。秩比六百石以上、皆銅印黑綬。大夫・博士・御史・謁者・郎無(4)。其僕射、御史治書・尚符璽者(5)、有印綬。比二百石以上、皆銅印黃綬(6)。成帝陽朔二年、除八百石・

五百石秩（7）。綏和元年、長・相（8）、皆黒綬、哀帝建平二年、復黄綬。吏員自佐史至丞相、十二萬二百八十五人（9）。

訓読

凡そ吏（1）の秩比二千石以上は、皆な銀印青綬（2）。光祿大夫は無し（3）。秩比六百石以上は、皆な銅印黒綬。大夫・博士・御史・謁者・郎は無し（4）。其の僕射、御史の治書・尚符璽の者は（5）、印綬有り。比二百石以上は、皆な銅印黄綬（6）。成帝陽朔二年、八百石・五百石の秩を除く（7）。綏和元年、長・相は（8）、皆な黒綬とし、哀帝建平二年、黄綬に復す。吏の員は佐史より丞相に至るまで、十二万二百八十五人なり（9）。

現代語訳

およそ官吏で（1）官秩が比二千石以上のものは、いずれも銀印青綬である（2）。光祿大夫には印綬が無い（3）。官秩が比六百石以上のものは、いずれも銅印黒綬である。大夫・博士・御史・謁者・郎には印綬が無い（4）。ただしそのうちの僕射と御史で書を治める者・符璽を尚る者とは（5）、印綬がある。官秩が比二百石以上のものは、いずれも銅印黄綬である（6）。成帝陽朔二年（前三三）、八百石・五百石の官秩を廃した（7）。綏和元年（前八）、県長と侯国の相とは（8）、いずれも黒綬とし、哀帝建平二年（前五）、黄綬に戻した。

官吏の定員は佐史から丞相まで、総数一二万二八五人である（9）。

注釈

（1）補注 王先謙がいう。官本では「凡吏」で改行している。
（2）注 顔師古がいう。『漢旧儀』に「銀印で背面は龜鈕、その印文には「章」という」とある。「某官之章」と刻まれているということである。

〔補注〕 錢大昭がいう。漢代の制度では、（印章の名称は）天子・諸侯王はいずれも「璽」と称し、三公・列侯以下はいずれも「印」と称する。（材質は）天子は玉璽、諸侯王は金璽である。太師・太傅・太保・丞相・太尉・列將軍・列侯だけがいずれも金印を用いるが、御史大夫はそれらに入らない。成帝が（御史大夫を）大司空と改称した際に、始めて金印を用いるようになった。その他の官は銀あるいは銅である（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王鳴盛がいう。二千石の官は、印文には「章」という。だから卷六四上・朱買臣伝に「その官印を視たところ「会稽太守章」であった」というのである。本文に「官秩が比六百石以上のものは、いずれも銅印」とあるのは、つまり印文には「印」というだけなのである。現在、銅印を偽造して虫獸形の紐となし、その印文で「章」とするものがあるが、これらはいずれも真の漢印ではない（以

上、『十七史商榷』卷一〇・二千石印文印章。

〔考証〕 漢代の官印は、主として文書の封印に用いられ、大きさは約二・二三センチ（漢代の一寸）の正方形で、背面には様々な形の鈕（つまみ）があった。印文は現在の印章とは逆に、文字の部分が彫り込まれた「陰文」である。漢代においては、後世のように朱肉を付けて紙の上に乗印するのではなく、封泥と呼ばれる粘土塊に押印されたが、その際「陰文」であれば、文字が浮き出るようになるのである。官印は、「綬（彩色された組紐）」の一端に結わえられて携帯された。そして官印と綬については、身分によって印章の材質（玉・金・銀・銅）、鈕の形式（駱駝・亀・鼻鈕など）、綬の色（紫・緑・青・黒・黄など）が規定されており、単に封印に用いるだけではなく、いわば身分標識としての機能も有していた。

なお、中国の印章についての通論としては、「羅福頤 一九八三」「羅福頤 一九八五」を参照。漢代から南北朝にかけての官印の印文については、「羅福頤 一九八七」を参照。また、漢代の公文書における官印の使用法については、「米田健志 二〇〇三」が、印章が押印される「封泥」については、「東京国立博物館 一九八八」「孫慰祖 一九九四」がある。

(3) 〔注〕 顔師古がいう。印綬が無い。

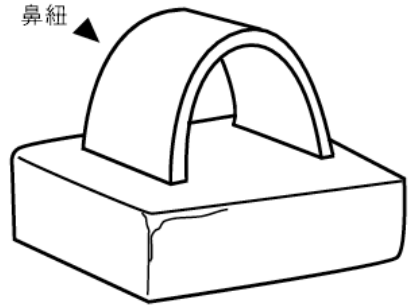
(4) 〔注〕 顔師古がいう。大夫以下にも印綬が無い。

(5) 〔考証〕 「治書」「尚符璽」については、『漢旧儀』（『通典』卷二四・職官六・侍御史に所引）に、殿中に勤務する侍御史十五人のうち、「二人は璽を尚り、四人は書を持して給事し、二人は前に侍る」とある。このうち「璽」は皇帝の玉璽であろう。「符」は発兵のために用いる銅虎符であろうか。「書」が具体的に何を指すかは不明である。

(6) 〔注〕 顔師古がいう。『漢旧儀』に「官秩が六百石・四百石から二百石までは、いずれも銅印鼻鈕であり、印文には「印」という」とある。鈕（つまみ）は単に鼻であり、虫獣の形ではなく、「某官之印」と刻印されているということである。

〔補注〕 沈欽韓がいう。『漢官儀』に「皇太子は、黄金印、亀鈕で、印文には「章」という。以下、官秩二百石までは、いずれも通官印とする」とある。考えるに、二百石以上の官印は、いずれも正方形であることから「通官印」と呼び、百石以下は、半分の大きさの官印であるので「半通印」というのである。『後漢書』卷四九・仲長統伝注に引く『十三州志』に「有秩・嗇夫には、半章印を仮すことができる」とあり、『法言』孝至篇に「本人の人徳によらないならば、五両の綬や半通の印（を身に着ける有秩・嗇夫のような下僚になること）でさえ、分不相応である」とあり、仲長統も「その身に半通の印や青色の綬の命を受けることも無く」といつている。つまり官秩

百石の官吏には印綬を仮すけれども、通官印ではあり得ないのである（今の園印・邑印がいずれも正方形の半分であるのは、つまりこれのことである）。光武帝の時、鮑昱が「慣例では通官は文書には姓を記さない」と応えて言



っている（『後漢書』卷二九・鮑昱伝）。これは単に「臣名某」および「某官某名」と称するということであり、通印を用いる場合は、いずれも単に名だけを称するのである（以上、『漢書疏証』卷三）。

- 【考証】注で顔師古が「鈕は単に鼻」という鼻紐とは、装飾の無いアーチ型の「つまみ」のことである。（図参照）
- (7) 【考証】 卷一〇・成帝紀、陽朔二年に「夏五月、官吏の八百石・五百石の官秩を廢す」とあり、李奇注に「八百石を廢して六百石に併合し、五百石を廢して四百石に併合した」とある。

- (8) 【考証】 原文は「長・相」。『漢官儀』卷上に「八月に、太守・都尉・令・長・相・丞・尉は都試に会して、勤務評定を

行う」とあり、『後漢書』卷一上・光武帝紀上、建武三年（二七年）「墨綬の長・相」条の李賢注に「百官志五に、大県には県令一人を置き、官秩は千石。その次は県長で、官秩は四百石。小県は官秩三百石。侯国の相も同様」とあるので、「長・相」は県長と侯国相のことである。

- (9) 【補注】 俞樾がいう。『周礼』に記載された官吏の数は単に「人」というだけである。たとえば天官・冢宰に「太宰は卿一人、小宰は中大夫二人」とあるのがそれである。しかし夏官・庾人の職掌に「校人の員選を正す」とあるように「員」という語も古いものである。百官表のここに始めて「吏員」という語が見える。卷一六・高惠高后文功臣表に「東茅侯の劉告は、侯国の民を使役する際に「員」を超過した罪で爵位を免ぜられた」とあり、ここでは民を「員」と称している。卷二二・礼楽志に「琴工の員五人」云々とあり、ここでは工人を「員」と称している。卷七五・翼奉伝には「諸侯王の園と後宮とは、「員」を設けるべきです」とあり、ここでは後宮を「員」と称している。思うに定数があるものはいずれも「員」といったのであり、それゆえ博士弟子も「員」と称したのである（以上、『湖樓筆談』卷四）。

王鳴盛がいう。漢朝の官員は多いが、郡国の官制は大変簡素である。しかし亭長・郷三老・嗇夫・游徼など、長吏でないのに長吏に代わって民を治める者であり、大

体において削減されたことはない。思うに当時の気風がまだ質朴であったため、統治を全うすることができたのであろう。後世の吏員には、もとよりその中には人材など無いのであり、いわゆる現在の里長・保正・総甲・牌頭などの職は、多く置かれるべきではないのである（以上、『十七史商榷』卷一四・郡国官簡）。

王先謙がいう。官本では「十二万」を「十三万」に作る。
 [考証] [補注]の原文では「劉吉」は「劉吉」と、「諸侯王の園」は「諸侯王の国」と誤っている。

〔参考文献〕

- 安作璋・熊鉄基 一九八四 『秦漢官制史稿』、齊魯書社。
 池田雄一 二〇〇二 「漢代の里と自然村」、『中国古代の聚落と地方行政』、汲古書院。
 宇都宮清吉 一九五五 『漢代社会経済史研究』、弘文堂。
- a 「統漢志百官受奉例考」
 b 「統漢志百官受奉例再論」
- 大庭脩 一九五二 「材官攷―漢代の兵制の一斑について」、『龍谷史壇』三六。
 大庭脩 一九七七 『図説中国の歴史2 秦漢帝国の威容』、講談社。
 大庭脩 一九八九 『秦漢法制史の研究』、創文社。
- a 「漢の畜夫」

b 「漢王朝の支配機構」

c 「漢の中郎将・校尉と魏の率善中郎将と率善校尉」
 大庭脩 一九九二 「地湾出土の騎士簡冊」、『漢簡研究』、同朋舎出版。

紙屋正和 二〇〇九 『漢時代における郡県制の展開』、朋友書店。

- a 第一章 前漢前半期における県・道による行政
 b 第二章 前漢前半期における郡・国の職掌と二千石の任用
 c 第三章 文帝・景帝期における郡県支配の変化の兆候
 d 第七章 前漢後半期における中央政界と郡・国
 e 第一章 両漢時代における郡府・県廷の属吏組織と郡・県関係

鎌田重雄 一九六二 「郡都尉」、『秦漢政治制度の研究』、日本学術振興会。

甘肅省文物考古研究所 一九九〇 (甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館文化部古文献研究室・中国社会科学院歴史研究所編) 『居延新簡―甲渠侯官與第四燧(秦漢魏晋出土文献)』、文物出版社。

甘肅省文物考古研究所 一九九一 (甘肅省文物考古研究所編) 『敦煌漢簡』全三冊、中華書局。

嚴耕望 一九六一 『中国地方行政制度史』甲部・秦漢地方

行政制度（中央研究院歴史語言研究所專刊四五A）。

佐原康夫 二〇〇二 「居延漢簡月俸考」、『漢代都市機構の研究』、汲古書院。

重近啓樹 一九七八 「前漢の國家と地方政治―宣帝期を中心として―」、『駿台史學』四四。

謝桂華 一九八七（謝桂華・李均明・朱國炤）『居延漢簡合校（秦漢魏晉出土文獻）』上・下冊、文物出版社。

周天游 一九九〇（周天游点校）『漢官六種』、北京中華書局。

白川静 二〇〇七 『新訂 字統』、平凡社。

睡虎地秦墓竹簡整理小組 一九九〇 『睡虎地秦墓竹簡』、文物出版社。

施之勉 二〇〇三 『漢書集積』（三） 三民書局。

孫慰祖 一九九三 『兩漢官印匯考』、大業公司・上海書畫出版社聯合出版。

孫慰祖 一九九四 「古封泥述略」、（孫慰祖主編）『古封泥集成』上海書店出版社。

鷹取祐司 一九九四 「漢代三老の變化と教化」、『東洋史研究』五三―二。

高村武幸 二〇〇八 『漢代の地方官吏と地域社会』、汲古叢書。

西川利文 一九九八 「尹湾漢墓簡牘三・四号木牘について―その復元を中心として―」、『鷹陵史學』二四。

西川利文 一九九九 「尹湾漢墓簡牘の基礎的研究―三・四号

木牘の作成時期を中心として―」、『仏教大学文学部論集』

八三。

張舜徽 一九九〇 『漢書藝文志通釈』、湖北教育出版社。

陳直 一九七九 『漢書新証』（第五次校補版）、天津人民出版社。

陳直 一九八六 『居延漢簡研究』、天津古籍出版社。

陳夢家 一九八〇 「漢簡所見奉例」、『漢簡綴述』、中華書局。

東京国立博物館 一九八八（東京国立博物館編）『中国の封泥』、二玄社。

富谷至 一九八九 「玉門都尉と玉門候官―スタイン遺址 T14・T15a出土木簡の分析―」、『中国辺境社会の歴史的研究』、昭和63年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書（研究課題番号63301028）研究代表者、谷川道雄。

富谷至 一九九〇 「漢代辺境の関所―玉門関の所在をめぐって―」、『東洋史研究』四八―四。

富谷至 二〇〇三 「亭制に関する一考察」、『辺境出土木簡の研究』、朋友書店。

富谷至 二〇〇六（富谷至編）『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』、朋友書店。

日比野丈夫 一九七七 「郷亭里についての研究」、『中国歴史地理研究』、同朋舎。

布目潮風 一九五七 「半銭半穀論―宇都宮清吉・楊聯陞教

授の論争をめぐる、『立命館文学』一四八。

藤枝晃 一九五四 「漢簡職官表」、『東方學報(京都)』創立二十五周年記念論文集、二五、京都大學人文科學研究所紀要。

堀敏一 一九九六 「中国古代の亭をめぐる諸問題」、『中国
古代の家と集落』、汲古書院。

宮崎市定 一九九一 「中国における聚落形態の変遷について」、『宮崎市定全集』三、岩波書店。

楊聯陞 一九五〇 「漢代丁中・廩給・米粟・大小石之制」、『國
學季刊』七一。

吉村昌之 一九九二 『敦煌漢簡』研究の現状と課題、『木
簡研究』一四号。

米田賢次郎 一九五三 「漢代辺境兵士の給与について」、『東
方學報』京都二五。

米田健志 二〇〇三 「漢代印章考」、(富谷至編) 『辺境出土
木簡の研究』、朋友書店。

羅福頤 一九八三 (北川博邦訳) 『凶説中国の古印』、雄山閣。

羅福頤 一九八五 (北川博邦訳) 『凶説中国古印研究史』、
雄山閣。

羅福頤 一九八七 (羅福頤主編) 『秦漢南北朝官印徵存』、
文物出版社。

連雲港市博物館 一九九七 (連雲港市博物館・東海縣博
物館・中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所

編) 『尹灣漢墓簡牘』、中華書局。

勞榦 一九七六 「關於漢代官俸的幾個推測」、『勞榦學術論文
集甲篇』下、芸文印書館。

勞榦 一九六〇 「居延漢簡考証」、『居延漢簡考釈之部』、中
央研究院歷史語言研究所。

(完)